

令和3年 6月21日 開会

令和3年 月 日 閉会

令和3年

第2回別海町議会定例会議案

R

別 海 町 議 会

令和3年 第2回別海町議会定例会提出議案

議案番号	目次	頁
議案第38号	令和3年度別海町一般会計補正予算	1
議案第39号	令和3年度別海町国民健康保険特別会計補正予算	2
議案第40号	令和3年度別海町介護保険特別会計補正予算	3
議案第41号	令和3年度別海町水道事業会計補正予算	4
議案第42号	別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について	5
議案第43号	別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	14
議案第44号	別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	16
議案第45号	別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第46号	別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	18
議案第47号	別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第48号	工事請負契約の締結について	21
議案第49号	工事請負契約の締結について	22
議案第50号	工事請負契約の締結について	23
議案第51号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	24
議案第52号	別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事委託に関する協定の締結について	26
報告第4号	令和2年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について	27
報告第5号	令和2年度別海町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	30
報告第6号	令和2年度別海町水道事業会計予算繰越計算書について	32
報告第7号	専決処分の報告について	34

議案第 38 号

令和 3 年度別海町一般会計補正予算

令和 3 年度別海町一般会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 6 月 21 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 39 号

令和 3 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算

令和 3 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 6 月 21 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 40 号

令和 3 年度別海町介護保険特別会計補正予算

令和 3 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 6 月 21 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第 4 1 号

令和 3 年度別海町水道事業会計補正予算

令和 3 年度別海町水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 6 月 2 1 日提出

別海町長 曾 根 興 三

議案第42号

別海町町税条例等の一部を改正する条例の制定について

別海町町税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月21日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町町税条例等の一部を改正する条例

(別海町町税条例の一部改正)

第1条 別海町町税条例(昭和31年別海村条例第1号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第33条の7第1項第1号イ及びウ中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号エ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号オ及びカ中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号キ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号ク中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号コ中「もの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第54条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第54条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第82条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号二」を「附則第15条第27項第1号二」に改め、同項を同条第6項とし、同条

第8項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項を削り、同項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

同条第16項を同条第15項とし、同条第17項中「同意導入促進基本計画」の次に「（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）」を加え、「同条」を「法附則第64条」に、「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改め、同項を同条第16項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第83条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第83条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受

けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- ８ 法附則第３０条第８項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第８３条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第１６条の２第１項中「第５項」を「第８項」に改める。

附則第２４条に次の１項を加える。

- ２ 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条の２第１項の規定の適用を受けた場合における附則第７条の３の２第１項の規定の適用については、同項中「令和１５年度」とあるのは「令和１７年度」と、「令和３年」とあるのは「令和４年」とする。

（別海町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第２条 別海町町税条例等の一部を改正する条例（令和２年別海町条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２条のうち、別海町町税条例第４９条第１項の改正規定中「第３２１条の８第５２項」を「第３２１条の８第６０項」に、「同条第５２項」を「同条第６０項」に改め、同条第１６項の改正規定中「第３２１条の８第６１項」を「第３２１条の８第６９項」に改め、同条例第５１条第４項の改正規定中「又は第３１項」に」の次に「、「第４８条の１５の５第４項」を「第４８条の１５の４第４項」に」を加え、同条例第５３条の改正規定中「第５３条第４項」を「第５３条第３項中「第４８条の１５の５第４項」を「第４８条の１５の４第４項」に改め、同条第４項」に改め、同条例附則第３条の２第２項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中別海町町税条例第33条の7第1項第1号の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中別海町町税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中別海町町税条例附則第10条の2第17項の改正規定（同項を同条第16項とする部分を除く。）並びに附則第3条第4項及び第5項の規定
産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第_____号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- (4) 第1条中別海町町税条例附則第10条の2第14項を同条第13項とし、同項の次に1項を加える改正規定（第14項に係る部分に限る。） 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

(町民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の別海町町税条例（以下「新条例」という。）第33条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。）以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の別海町町税条例（次項及び第3項において「旧条例」という。）第33条の7第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書

に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

4 前条第2号に掲げる規定による改正後の別海町町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。第5項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第6

4 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 5 新条例附則第 10 条の 2 第 16 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後に改正法第 1 条の規定による改正後の地方税法附則第 64 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあっては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあっては地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和 3 年 4 月 1 日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日（当該施行の日が 1 月 1 日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和 3 年 4 月 1 日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第 10 条の 2 第 26 項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 50 条第 2 項」とあるのは、「生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）第 38 条第 2 項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第 4 条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 2 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第43号

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月21日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

別海町国民健康保険税条例（昭和35年別海村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第21条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給

与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改める。

附則第2項中「所得税法(昭和40年法律第33号)」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「法」を「法」に、「とする。)」を「とする。)」及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の別海町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 4 4 号

別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 2 1 日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年別海町条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項本文中「第 3 号」を「以下この条」に改め、同項第 3 号中「この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加え、同条第 5 項中「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第45号

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月21日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年別海町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項第1号中「児童福祉法第24条第3項」の次に「（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第5項中「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第46号

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月21日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年別海町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1の項中及び備考2中「生活保護世帯」の次に「等」を加え、同表備考2中「受給世帯」の次に「並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親である保護者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第47号

別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月21日提出

別海町長 曾 根 興 三

別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

別海町介護サービス使用料及び手数料条例（平成12年別海町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第8条の2第4項」を「第8条の2第3項」に改め、同条第2号中「第8条の2第7項」を「第115条の45第1項第1号ロ」に、「介護予防通所介護事業」を「介護予防・日常生活支援総合事業」に改め、同条第3号中「第8条の2第8項」を「第8条の2第6項」に改め、同条第4号中「第8条の2第10項」を「第8条の2第8項」に改め、同条第5号中「第8条第21項」を「第8条第24項」に、「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、同条第6号中「第8条第25項」を「第8条第28項」に改める。

別表1中「介護予防通所介護事業」を「介護予防・日常生活支援総合事業」に、「487円」を「505円」に、「1,392円」を「1,445円」に、「418円」を「435円」に改める。

附 則

この条例は、令和３年８月１日から施行する。

議案第48号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和3年6月21日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 北栄西地区農道改良舗装工事 |
| 2 | 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 77,330,000円
(内消費税及び地方消費税額 7,030,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 別海・角川経常共同企業体
経常企業体構成員
代表者 野付郡別海町中春別東町30番地
株式会社別海
代表取締役 篠田 巖
野付郡別海町西春別駅前錦町299番地1
角川建設株式会社
代表取締役 角川 義捷 |

議案第49号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和3年6月21日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 大成53線地区農道改良舗装工事 |
| 2 | 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 62,678,000円
(内消費税及び地方消費税額 5,698,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 角川・山下経常共同企業体
経常企業体構成員 |
| | 代表者 | 野付郡別海町西春別駅前錦町299番地1
角川建設株式会社
代表取締役 角川 義捷
野付郡別海町別海宮舞町101番地
山下建設株式会社
代表取締役社長 山下 毅 |

議案第50号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和3年6月21日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 町道上春別原野54線舗装修繕工事 |
| 2 | 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 51,095,000円
(内消費税及び地方消費税額 4,645,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 野付郡別海町別海常盤町5番地
高玉建設工業株式会社
代表取締役社長 高玉 哲朗 |

議案第 5 1 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、奥行辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和 3 年 6 月 2 1 日提出

別海町長 曾 根 興 三

総合整備計画書

北海道別海町奥行辺地
(辺地の人口 125人、面積 62.5km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

野付郡別海町奥行

(2) 地域の中心の位置

野付郡別海町奥行16番地22

(3) 辺地度点数

191点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

産業農林道～大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要がある。
【奥行西地区(L=3,672m W=4.0m)】

3. 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度までの5年間

(単位:千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
産業農林道 (奥行西地区農道整備事業)	北海道	460,000	356,500	103,500	103,300
合計		460,000	356,500	103,500	103,300

議案第 5 2 号

別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事委託に関する協定の締結
について

次のとおり建設工事の委託基本協定を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号
の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 2 1 日提出

別海町長 曾 根 興 三

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 協定の目的 | 別海町特定環境保全公共下水道の整備 |
| 2 | 協定の方法 | 随意契約 |
| 3 | 協定限度額 | 1 4 8, 0 0 0, 0 0 0 円
(内消費税及び地方消費税額 1 3, 4 5 4, 5 4 5 円) |
| 4 | 協定の相手方 | 東京都文京区湯島二丁目 3 1 番 2 7 号
日本下水道事業団
理事長 森岡 泰裕 |

報告第4号

令和2年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和3年6月21日提出

別海町長 曾 根 興 三

令和2年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	道支出金	町債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	新型コロナウイルス感染症対策事業 (キャッシュレス化推進事業)	2,302,000	2,302,000		2,302,000				
2 総務費	1 総務管理費	新型コロナウイルス感染症対策事業 (庁内無線LAN環境構築事業)	41,959,000	41,959,000		37,647,000				4,312,000
2 総務費	1 総務管理費	新型コロナウイルス感染症対策事業 (医療従事者等PCR検査事業)	47,052,000	47,052,000		47,052,000				
2 総務費	1 総務管理費	新型コロナウイルス感染症対策事業 (西春別ケアセンター整備事業)	2,100,000	2,100,000		2,100,000				
2 総務費	1 総務管理費	新型コロナウイルス感染症対策事業 (し尿処理手数料管理システム整備事業)	6,558,000	6,558,000		6,558,000				
2 総務費	1 総務管理費	新型コロナウイルス感染症対策事業 (農漁村加工体験施設整備事業)	23,300,000	23,300,000		23,300,000				
2 総務費	1 総務管理費	新型コロナウイルス感染症対策事業 (酪農工場乳加工体験施設整備事業)	9,500,000	9,500,000		9,500,000				
2 総務費	1 総務管理費	新型コロナウイルス感染症対策事業 (地域中小企業感染対策支援事業)	9,000,000	9,000,000		9,000,000				
2 総務費	1 総務管理費	新型コロナウイルス感染症対策事業 (小中学校等対策経費)	13,200,000	13,200,000		6,600,000	6,600,000			
2 総務費	1 総務管理費	光ファイバ整備事業	2,891,900,000	2,891,900,000		2,099,950,000	4,060,000	787,800,000		90,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	90,471,000	90,471,000		90,471,000				
6 農林水産業費	1 農業費	畜産クラスター事業	803,177,000	803,177,000			803,177,000			

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	道支出金	町債	その他	
6 農林水産業費	2 広域農業対策費	農業水路等長寿命化事業	38,357,000	38,357,000		16,434,000			21,923,000	
6 農林水産業費	4 水産業費	道営水産基盤整備事業	23,000,000	23,000,000				22,900,000		100,000
6 農林水産業費	4 水産業費	農林漁業振興奨励事業	3,650,000	3,650,000			3,650,000			
8 土木費	4 住宅費	公営住宅等整備事業	124,361,000	122,641,000		32,957,000		88,600,000		1,084,000
10 教育費	5 社会教育費	生涯学習センター公衆無線LAN整備事業	9,482,000	9,482,000		6,028,000		2,500,000		954,000
13 給与費	1 給与費	職員経費 (新型コロナウイルスワクチン接種事業)	7,500,000	7,500,000		7,500,000				
13 給与費	1 給与費	会計年度任用職員経費 (新型コロナウイルスワクチン接種事業)	2,447,000	2,447,000		2,447,000				
合計			4,149,316,000	4,147,596,000		2,399,846,000	817,487,000	901,800,000	21,923,000	6,540,000

報告第5号

令和2年度別海町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和3年6月21日提出

別海町長 曾 根 興 三

令和 2 年度別海町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	道支出金	町債	その他	
3 集落排水施設費	1 農業集落排水施設費	農業集落排水事業	24,920,000	24,920,000		12,460,000		12,400,000		60,000

報告第6号

令和2年度別海町水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和3年6月21日提出

別海町長 曾 根 興 三

令和 2 年度別海町水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生	翌年度繰越額	左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな 資産の購入 度	説明
						企業債	損留 益保 勘資 定金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	農業水路等長寿命化 事業負担金	27,142,000	5,218,252	21,923,000	21,900,000	23,000	748		町が行う農業水路等長寿命化事業の一部が繰越となったため。

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月21日提出

別海町長 曾 根 興 三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年5月7日

別海町長 曾 根 興 三

工事請負契約の一部変更について

令和2年9月18日議案第78号により議決を経て締結、令和3年5月7日に専決処分した、中春別東町土砂災害警戒区域対策工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「72,050,000円（内消費税及び地方消費税額6,550,000円）」を「74,162,000円（内消費税及び地方消費税額6,742,000円）」に改める。